

企業成長×女性活躍プロジェクト推進事業業務委託仕様書

1 業務名称

企業成長×女性活躍プロジェクト推進事業業務

2 委託業務の目的

この実施要領は、若い女性の転出超過や少子化の現状を踏まえ、官民一体となつて、女性が活躍できる職場づくり、女性の転入促進を推進するために必要となる、企業における女性活躍の推進を目的とした①企業魅力発信セミナー、並びに②第3回「とやま女性活躍企業」認定交付式と合わせて、企業内の女性活躍の推進に向けた取組みについて情報交換を行う企業間交流会、③自社の課題・取組みを見つめ直す実践的なワークショップを開催することにより、県内企業の女性活躍の取組み促進を図るもの

3 委託期間

契約日から令和7年3月14日まで

4 委託内容

(1)企業成長×女性活躍プロジェクト推進事業 企業魅力発信セミナーの企画・実施

セミナーの概要

日時：令和6年7月29日（月）15時00分から17時30分（予定）

場所：県民会館304号室

※現在、県女性活躍推進課名で会議室のみ予約済み。会場使用料等かかる経費は委託業者において支払うものとする。

参加者：企業の経営者や人事労務・採用担当者ほか

参加者数：会場参加200名程度。オンライン参加は定員を定めない。

趣旨：県内企業が若者や女性に選ばれるため、企業経営者や人事採用責任者が鍵となる具体的手法を学ぶ

当日のプログラム構成（想定）：

- ① 開会挨拶（知事）
- ② 県外企業の取組み事例等の発表（90分） 2人程
- ③ トークセッション（60分）
- ④ 9月5日（木）開催の企業間交流会に向けた周知 及び セミナー後自社内で取組みを進めようと思う仕掛けなど

① 企画制作業務

- ・セミナー全体の企画立案及び企画書の作成
- ・県外企業の取組み事例等の発表者との調整
- ・トークセッションの出演者及びファシリテータの選定・交渉

例) 県外企業の取組み事例等の発表者については、県外中小企業での女性活躍の取組みにより効果を実感した事例(例: コマニー株式会社など)及び採用にあたり有効的なアプローチ方法(例: 東京でのリクルートや学生の動向(特に女子学生))を踏まえた取組例を発表できる方などを選定。

トークセッション出演者は、取組み事例等の発表者に加え、富山県女性活躍専門コンサルタントなど、より実践的な掛け合いをできる方を選定。

企業において女性活躍を進めるうえでの課題や現在取り組んでいる内容やその成果・効果、これまでの取組みの失敗談などの紹介を通し、参加者の女性活躍に向けた取組みへの気運醸成が図られるような発表者等を企画提案すること。また、トークセッションについては、会場やオンラインからの随時質問を受け付け、臨場感ある演出を期待するもの。

・オンラインによる参加の受付

② セミナー運営管理業務

- ・セミナーの進行(進行要領等作成を含む)
- ・セミナー会場の設営、全体運営・案内、撤去
- ・セミナー当日の記録(参加人数、写真、講演録、アーカイブ配信等)

③ 広報・周知及び参加者とりまとめ

- ・各種媒体等を活用した広報・周知等、効果的な広報媒体や周知方法等(情報誌、SNSなど)による効果的な広報の実施
- ・チラシ、SNS等の活用による参加者受付、とりまとめ
- ・チラシ等の作成、配布(詳細は以下のとおり)

I チラシの作成

- ア レイアウト・デザイン
- イ 写真、イラストの収集、作成
- ウ 印刷、製本(校正2回以上、色校正1回以上)
- エ その他、上記に付随する業務

II チラシの規格等

- ア サイズ A4カラー(両面)
- イ 作成部数 3,000部

III 納期等

- 納期 令和6年6月下旬
- 納品先 県働き方改革・女性活躍推進室
- 納品物 IIの印刷チラシ及びPDFデータ

④ 参加者アンケートの実施及びとりまとめ

- ・アンケート内容は事前に県と協議のうえ決定すること

⑤ その他

- ・出演者等への謝金、旅費、会場使用料、諸経費等の支払に関すること
- ・セミナー運営マニュアルの作成
- ・セミナー会場との連絡・調整

- ・その他、セミナー開催に必要な事項（県との打合せを含む）

(2)企業成長×女性活躍プロジェクト推進事業 企業間交流会の企画・実施

交流会の概要

日時：令和6年9月5日（木）13時30分から16時00分（予定）

場所：富山県民会館8階バンケットホール

※現在、県女性活躍推進課名でホールのみ予約済み。会場使用料等かかる経費は委託業者において支払うものとする。

参加者：企業の経営者や人事労務・採用担当者ほか

参加者数：80名程度。オンライン参加の可否はプロポーザル提案による。

趣旨：女性活躍や働き方改革を行う企業の取組みの横展開

当日のプログラム構成（想定）：

- ① 開会挨拶（知事）
- ② 「とやま女性活躍企業」認定証交付式
- ③ 知事と認定企業の記念撮影
- ④ 県内企業の女性活躍にかかる取組み事例発表
- ⑤ 企業間交流会（グループワーク等）

① 企画制作業務

- ・企業間交流会の企画立案及び企画書の作成
- ・取組み事例発表（1～2社）の調整
- ・企業間交流会の趣旨・内容に応じた講師やファシリテータの選定・交渉
企業において女性活躍を進めるうえでの疑問や課題、現在取り組んでいる内容、コミュニケーションの工夫等、企業間での情報交換の場として活用し、自社内での女性活躍に向けた取組みを促進できるような内容・講師等を企画提案する

② 企業間交流会運営管理業務

- ・企業間交流会全体の進行（進行要領等作成を含む）
- ・企業間交流会会場の設営、全体運営・案内、撤去
- ・記念撮影の対応
- ・企業間交流会当日の記録（参加人数、写真、講演録等）

③ 広報・周知及び参加者とりまとめ

- ・各種媒体等を活用した広報・周知等、効果的な広報媒体や周知方法等（情報誌、SNSなど）による効果的な広報の実施
- ・チラシ、SNS等の活用による参加者受付、とりまとめ
- ・チラシ等の作成、配布（詳細は以下のとおり）

I チラシの作成

ア レイアウト・デザイン

イ 写真、イラストの収集、作成

ウ 印刷、製本（校正2回以上、色校正1回以上）

エ その他、上記に付随する業務

II チラシの規格等

ア サイズ A4カラー（両面）

イ 作成部数 1,500部

III 納期等

納期 令和6年7月下旬

納品先 県働き方改革・女性活躍推進室

納品物 IIの印刷チラシ及びPDFデータ

④ 参加者アンケートの実施及びとりまとめ

- ・アンケート内容は事前に県と協議のうえ決定すること

⑤ その他

- ・出演者等への謝金、旅費、会場使用料、諸経費等の支払に関すること
- ・企業間交流会運営マニュアルの作成
- ・企業間交流会会場との連絡・調整
- ・その他、企業間交流会開催に必要な事項（県との打合せを含む）

(3) 企業成長×女性活躍プロジェクト推進事業 ワークショップ交流会の企画・実施

交流会の概要

日時：令和6年11月19日（火） 13時30分から16時00分（予定）

場所：県民会館302号室

※現在、県女性活躍推進課名で会議室のみ予約済み。会場使用料等かかる経費は委託業者において支払うものとする

参加者：企業の経営者や人事労務・採用担当者ほか

参加者数：30名程度

趣旨：次年度新卒採用時期を終え、採用状況を踏まえた誰もが活躍できる職場づくりに向けて自社の取組みを見直す

当日のプログラム構成（想定）：

- ① 開会挨拶（副知事）
- ② ワークショップの導入説明（20分）
- ③ ワークショップ（100分） 6人×5グループ程
※グループ替え等による30分×3回や45分×2回など実施
- ④ ファシリテータからのまとめ発表など

① 企画制作業務

- ・ワークショップ交流会の企画立案及び企画書の作成
- ・ワークショップ交流会の趣旨・内容に応じた講師やファシリテータの選定・交渉
各グループには、富山県女性活躍専門コンサルタントなどのアドバイザーやファシリテータを配置し、趣旨に沿ったグループ内での活発な議論となる

工夫を行うこと。

② ワークショップ交流会運営管理業務

- ・ワークショップ交流会全体の進行（進行要領等作成を含む）
- ・ワークショップ交流会会場の設営、全体運営・案内、撤去
- ・ワークショップ交流会当日の記録（参加人数、写真、講演録等）

③ 広報・周知及び参加者とりまとめ

- ・各種媒体等を活用した広報・周知等、効果的な広報媒体や周知方法等（情報誌、SNSなど）による効果的な広報の実施
- ・チラシ、SNS等の活用による参加者受付、とりまとめ
- ・チラシ等の作成、配布（詳細は以下のとおり）

I チラシの作成

- ア レイアウト・デザイン
- イ 写真、イラストの収集、作成
- ウ 印刷、製本（校正2回以上、色校正1回以上）
- エ その他、上記に付随する業務

II チラシの規格等

- ア サイズ A4カラー（両面）
- イ 作成部数 1,500部

III 納期等

- 納期 令和6年9月上旬
- 納品先 県働き方改革・女性活躍推進室
- 納品物 IIの印刷チラシ及びPDFデータ

④ 参加者アンケートの実施及びとりまとめ

- ・アンケート内容は事前に県と協議のうえ決定すること

⑤ その他

- ・講師等への謝金、旅費、会場使用料、諸経費等の支払に関すること
- ・ワークショップ交流会運営マニュアルの作成
- ・ワークショップ交流会会場との連絡・調整
- ・その他、ワークショップ交流会開催に必要な事項（県との打合せを含む）

(4) (1)企業魅力発信セミナー及び(2)企業間交流会、(3)ワークショップ交流会の開催結果の普及啓発に係る企画調整及び運営一式

企業魅力発信セミナー及び企業間交流会やワークショップ交流会で発表、意見交換された企業の取組み事例をまとめ、県内企業における横展開のための広報事業を実施する。

県内企業の経営者及び人事労務・採用担当者に情報が届きやすい広報媒体及び広報方法を検討して提案すること。

① 本業務のターゲット等の設定、見直しの提案

(ターゲットの考え方)

- ・本業務におけるターゲットの考え方は次の表に示すとおりとする。

地 域	県内
年 代	企業の経営者や人事労務・採用担当者等
価 値 観	・若い世代の価値観の変化に疎く、若い女性の転出超過や少子化の現状について状況認識はあるが、取組み方法がわからない
訴求内容	・女性が活躍できる職場づくり

(ターゲットに起こしてもらいたい行動変容)

- ・本業務において、ターゲットに起こしてもらいたい行動変容は次に示すとおりとする。

行動変容	・県の働き方改革・女性活躍応援サイト「Good!!Work&Life とやま」等を訪れ具体的な取組みを知る
------	---

(ターゲット見直しの提案)

- ・ターゲットに対して広告を配信した結果、想定とは異なるエリア、年齢等をターゲットとすることが本業務の目的を達成するために、より効果的であると判断できるデータの蓄積があった場合は、その根拠とともに県に対して助言及び提案を行い、ターゲットの見直しについて、協議するものとする。

② 目標値 (K P I) の設定

- ・県の働き方改革・女性活躍応援サイト「Good!!Work&Life とやま」のアクセス数を目標値の一つとして、必ず設定すること
- ・その他本業務の目的を達成するうえで必要な目標項目と目標値がある場合は、具体的に設定し、その内容を提案書に記載すること。
- ・設定した目標値を達成した場合においても、事業効果の最大化を目指して業務を継続し、効果的な運用に努めること。

③ 受託者による広告運用計画の作成

- ・次に掲げる事項を盛り込んだ「広告運用計画」を作成し、契約締結後速やかに県に提出し、説明のうえ、承認を得ること。

【広告運用計画に盛り込むべき事項】

(ア) 本業務を通じたカスタマージャーニー

本業務におけるターゲットを元に本業務を通じたカスタマージャーニーを設定する。

(イ) 事業期間を通じた広告の運用方針 カスタマージャーニーに基づき、以下を設定する。

A) 広告手法 (デジタル広告、アナログ広告等)

B) 掲出プラットフォーム (Google、Instagram、新聞等)

- C) 各広告（ディスプレイ広告、検索連動型広告、動画広告等）
 - D) 各広告（上記C）の経緯配分のバランス方針
 - E) 各広告（上記C）の具体的な運用方法
 - F) 運用スケジュール（後述⑤参照）
 - (ウ) 情報発信コンテンツ（広告クリエイティブ）の作成方針（後述④参照）
 - (エ) 広告効果の検証及び運用の見直し方法
 - (オ) 目標設定（前述③参照）
 - (カ) その他必要な事項
- ④ 情報発信コンテンツ（広告クリエイティブ）の制作
- ・ターゲットに対して、起こしてもらいたい行動変容を促す広告クリエイティブを制作すること。
 - ・パソコン、スマートフォン、タブレットで閲覧されることを念頭に制作すること。
- ⑤ 広告の運用管理
- ・広告期間は令和7年2月28日までとする。
 - ・透明性確保、費用対効果の明確化のため、広告費用のうち、広告媒体原価と管理運用費は分けて見積もること。
- ⑥ 効果測定、改善
- ・本業務により配信する広告のインプレッション数、クリック数、クリック率、クリック後の行動等を閲覧者の属性（地域、性別、年代や興味関心等）ごとに適宜分析しながら、検索広告、ディスプレイ広告におけるキーワード等設定の見直しについて、県に協議しながら進めること。
 - ・広告の運用状況及びそれに基づく分析結果、運用の見直し方法及び結果等について、広告の配信開始後、中間報告期に一度とりまとめを行い、県に報告すること。
 - ・報告の際、必要に応じて運用の見直し等についての提案を行うこと。なお、提案は理解しやすいものを必須とし、理解が難しいものは再提出を指示する。
- ⑦ 成果物及び提出物
- (ア) 広告クリエイティブ
 - ・本業務により制作した広告クリエイティブは、制作完了後、データにて納品すること。
 - (イ) 報告書
 - ・委託業務実績報告書提出時には、本業務に係る効果検証分析レポートを合わせて提出すること。

5 その他

- (1) この事業は、国の「デジタル田園都市国家構想交付金（地方創生推進）」を活用した事業であり、会計検査の対象となることから、当該委託事業が完了した日の属する富山県の会計年度終了後、5年間保管すること。

- (2) 仕様書に記載された業務に加え、プロポーザルにおいて提案した企画に係る業務を実施すること。なお、業務の遂行にあたり、事業を円滑に進められるよう、具体的な取組については、富山県と協議の上、実施すること。
- (3) 別紙「デジタルマーケティング留意事項」を遵守すること。
- (4) 成果物に関する著作権、著作隣接権、商品化権、意匠権及び所有権（以下「著作権等」という。）は、県が保有するものとする。
- (5) 本業務により作成し、発注者に提出した納品物の著作権等は発注者に帰属するものとし、発注者において自由に利用・修正・公開することができるものとする。
- (6) 受託者は、関係法令を遵守すること。本件に使用する映像、イラスト、写真、その他資料等について、第三者が権利を有するものを使用する場合、第三者との間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続や使用権料等の負担と責任は、全て受託者が負うこと。
- (7) 完成するまでの過程において、緊密に状況を報告するとともに、随時内容を確認し、修正を行うこと。

6 留意事項

- (1) 本事業の実施に伴い、取得した個人情報本事業以外で利用しないこと。
- (2) 委託業務の遂行にあたり疑義が生じた場合やこの仕様書に定めのない事項については、受託者と富山県女性活躍推進課が必要に応じて協議のうえ決定するものとする。

(別紙)

デジタルマーケティング留意事項

1 Google Analytics のアカウント管理に関する業務

- (1) 本業務用に導入した本業務用 Google Analytics 上で、本施策における目標設定を行うこと。また、最終レポートにてその結果について、要因・改善策を必ず記載すること。
- (2) 各種アカウント作成時には、内容について富山県の承認を得ること。また、本事業において作成したアカウントについては、事業完了後に一切の権利を富山県に譲渡すること。

2 富山県 Google タグマネージャーの管理に関する業務

- (1) 当事業に関連するウェブサイトにて、各種計測タグ、リターゲティングなどの施策に関わるタグを導入する際は、富山県が別途指定する「富山県 Google タグマネージャー」を活用し、その管理を行うこと。
- (2) 受託者は、施策におけるタグ活用が確実に行われるよう、「富山県 Google タグマネージャー」でのタグ、トリガーアクションの設定及びタグの発火テストを実施し、その内容を富山県に報告すること。
- (3) 各種設定には、内容について富山県の承認を得ること。また、「富山県 Google タグマネージャー」の設定については事業完了後に一切の権利を富山県に譲渡すること。

3 適正なデジタルプロモーションの実施

- (1) 透明性確保、費用対効果の明確化のため、広告媒体原価と管理運用費は分けて見積もること。
- (2) 「本業務用 Google Analytics」で施策効果を取得するため、富山県が別途指定するルールに基づいて、各広告媒体タグのパラメータを設定及びデータの蓄積を行うこと。
- (3) 本事業において、最終成果地点に至るまでの重要な指標を KPI として定め、Google アナリティクス上に目標設定を行いレポート並びに、分析・考察レポートを最終的に提出すること。
- (4) 本事業に関連するウェブサイトには、同ウェブサイト内に富山県が指定するリマーケティングタグを設定し、訪問者データを蓄積すること。なお、タグの設定は、原則として「富山県 Google タグマネージャー」のコンテナ内で行うこと。

4 Google 広告を利用する場合

- (1) Google 広告運用を行う際は、富山県公式の MCC (マイククライアントセンター) 及び「本業務用 Google Analytics」 とリンクすること。
- (2) Google が提供する無料調査 (「ブランドリフト効果測定」等) が利用できる場合には、富山県とその調査項目等を協議の上、必要に応じて調査を実施すること。

5 SNS 広告を利用する場合

- (1) 富山県公式 SNS のビジネスマネージャーや富山県が別途指定する SNS ページに広告アカウントをリンクすること。
- (2) SNS 広告を展開する場合は、富山県に対してアナリストの権限を付与すること。
- (3) ウェブサイト訪問者に対する SNS のリマーケティングの設定を行うこと。

6 動画制作・動画広告を実施する場合

- (1) 富山県が今後もデジタルプロモーションを行うこと考慮し、動画視聴者のアクセス情報 (動画視聴者リマーケティングリスト等) を蓄積すること
- (2) YouTube を利用する場合は、作成した動画は富山県が運営する YouTube チャンネルへ掲載を行うこと。なお、YouTube チャンネルへの掲載にあたっては、動画タイトル、動画説明文、タグ、カテゴリ、公開範囲及びサムネイル等の必要な設定を行うとともに、効果的な SEO 対策を行うこと。
- (3) 動画視聴に関するデータや効果的な広告手法を検討するため、Google 広告を利用する場合は YouTube チャンネルと Google 広告アカウントをリンクさせること。